

議員提出議案第7号

富山県歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提案理由を付け提出します。

令和6年6月11日

富山県議会議長 山本 徹 殿

提出者	富山県議会議員	米原	蕃
	富山県議会議員	鹿熊	正一
	富山県議会議員	五十嵐	務
	富山県議会議員	渡辺	守人
	富山県議会議員	宮本	光明
	富山県議会議員	武田	慎一
	富山県議会議員	永森	直人
賛成者	富山県議会議員	菅沢	裕明
	富山県議会議員	中川	忠昭
	富山県議会議員	火爪	弘子
	富山県議会議員	亀山	彰
	富山県議会議員	佐藤	則寿

富山県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

富山県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成25年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

前文中「健康は」の次に「、全身の健康の保持増進と密接な関連があることから」を加え、「介護を必要とする高齢者など歯科検診等」を「障害児、介護を必要とする者など歯科保健医療サービス」に改める。

第1条中「歯科医師等」の次に「、社会福祉関係者」を加え、「定めることにより」を「定め」に改め、「推進すること」の次に「により、もって県民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与すること」を加える。

第2条第1号中「歯科疾患」の前に「むし歯、歯周病、口腔がん等の」を加える。

第3条第2項中「、教育関係者等」の前に「、社会福祉関係者（社会福祉に関する職務に従事する者をいう。以下同じ。）」を加える。

第5条第2項中「食習慣」を「生活習慣」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 歯科医師等は、歯科検診その他の機会を通じて、虐待その他の歯と口腔の健康づくりを阻害する恐れのある要因の早期発見に努めるものとする。

第14条を第17条とし、第11条から第13条まで3条ずつ繰り下げる。

第10条第1号中「県民が」の次に「、生涯にわたり」を加え、同条第2号中「歯」の前に「歯と口腔の健康は全身の健康と密接な関連があること及び」を加え、同条第7号中「口腔機能」の次に「及び摂食嚥下機能」を加え、同条中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同条第9号中「、介護を必要とする高齢者」を「や障害児、介護を必要とする者」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) スポーツ等によって生じる歯・口腔・顎等の外傷及び障害等の防止及びこれらの軽減のための安全対策に関すること。

第10条第7号の次に次の1号を加え、同条を第11条とする。

(8) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組をいう。）、オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための

取組をいう。) その他乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関すること。

第11条の次に次の2条を加える。

(歯と口腔^{くわう}の健康づくり週間)

第12条 県は、歯と口腔^{くわう}の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであることについての県民の関心及び理解を深め、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに向けた主体的な取組を行う意欲を高めるため、歯と口腔^{くわう}の健康づくり週間を設ける。

2 歯と口腔^{くわう}の健康づくり週間は、11月8日を含む一週間とする。

3 県は、歯と口腔^{くわう}の健康づくり週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第13条 知事は、毎年、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

第9条中「歯科医師等」の次に「、社会福祉関係者」を加え、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(社会福祉関係者の役割)

第7条 社会福祉関係者は、介護、介助等の機会を通じて、障害者や障害児、高齢者等の歯と口腔^{くわう}の健康状態及び摂食嚥下^{えんげ}機能等の口腔^{くわう}機能に注意し、歯科医師等と連携して当該障害者や障害児、高齢者等の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

歯科口腔保健を取り巻く状況の変化に対応し、県民の歯と口腔の健康づくりを一層推進するため、県が実施すべき基本的施策の追加、歯と口腔の健康づくり週間の設定、施策の実施状況の公表など、所要の改正を行うものである。